

古代・中世の地震記録における日付の誤記について

行谷佑一*(産総研)・矢田俊文(新潟大)

§1. はじめに

古代・中世の地震記録の中には日付の誤記と思われる記録が存在する。たとえば、中世に東日本太平洋沿岸を襲った津波にかんする地震として、享徳三年十一月二十三日(1454年12月12日)の事象と、その翌年の康正元年十一月二十三日(1455年12月31日)の事象の記録が存在する。行谷・矢田(2014)は史料の検討を行った結果、この後発とされる事象は康正元年の事象ではなく前年の享徳三年の事象を指す可能性が高いと指摘した。

その主な理由としては2点挙げられる。まず後発事象の典拠となった史料の一つである『赤城神社年代記』には先発の享徳三年の干支が記されているという点である。もう一点としては、康正元年の事象と享徳三年の事象とでは月日がいずれも十一月二十三日と同一でかつ年がわずかに一年違い、という点である。

一般的に、年代記は年ごとのマス目にその年の記録が記されることがある。たとえば紙面上に上下に分かれた二マスが存在し、上部のマスに年、下部のマスにその年の出来事が記される。その上下の二マスの組が左等に続いていき、年表のように一年ごとにその年の記録を知ることができるようなものである。『赤城神社年代記』の典拠がどういうものかは不明ではあるが、享徳三年の事象を享徳三年のマスに記すべきところを、記録の内容が多いか何かの理由で本来の次の年の康正元年のマスにはみだしてしまった史料をもとに、別の者が『赤城神社年代記』編纂時に「康正元年」と誤認した可能性がある(行谷・矢田, 2014)。

さて、この事例から考えると、古代・中世の事象の場合、月日が同じで年が一年異なって記録された地震や津波がほかにも存在するのではないかと考えるに至る。当然のことながら、月日が同じで年が一年異なる地震が実際に発生するということは何ら不思議なことではない。ただ古代・中世の事象の場合、その組み合わせの中には年代記等からの転記の誤認等の理由から実在しない地震も記録されるのではないかと、というのが本研究の趣旨である。本研究ではその取りかかりとして、まずは月日が同じで年が一年異なるような記録がどの程度あるのかを調べたので、ここに報告する。

§2. 手法

まず、石橋(2009)による「[古代・中世]地震・噴火史料データベース(β版)」を利用し、古代・中世における地震などの事象を検索した。つぎにこの事象の和暦に着目し、同じ月日で一年違いの事象の組み合

わせを抽出した。和暦は元号がたびたび変わる。上記で紹介した例で言えば享徳年間には享徳四年に改元し康正元年となったことから、享徳三年の事象を検討するためには享徳四年および康正元年の二種類の表記に着目する必要があるためこの点に注意した。

§3. 結果

同じ月日で年が一年違いという事象を整理すると全部で43組が得られた。このうち最も古いものは仁寿元年(西暦851年)十月五日と仁寿二年(852年)十月五日の組、最も新しいものは慶長九年(1605年)十二月十六日と慶長十年(1606年)十二月十六日の組であった。

このうちの一組である、延応二年(1240年)七月四日の事象と仁治二年(1241年)七月四日の事象を紹介する。いずれもその出典は『吾妻鏡』であり、『増訂大日本地震史料』第一巻(文部省震災豫防評議会, 1941)にも同様の記述が確認される。いずれの事象の記録にも「子尅地震」とあるが、延応二年七月四日の実際の干支日は「丙寅」であって記録にある「庚寅」ではない。いっぽう、仁治二年七月四日の実際の干支日は記録の通り「庚寅」である。さらには、新訂増補國史大系『吾妻鏡』(黒坂・國史大系編修會, 1977)を確認したところ、延応二年七月四日の地震記録は見当たらず、仁治二年七月四日の地震記録は干支も含めて確認ができた。

これらのことから考えて、延応二年七月四日の地震記録は、仁治二年七月四日の地震記録と取り違えた可能性がある。

§4. おわりに

本研究では古代・中世の事象に対する予備調査的な意味合いで和暦の月日が同じで年が一年異なる事象の組を機械的に取り上げた。誤解を生じさせないために記すが、ここで紹介した43組の全ての組み合わせについてどちらかがどちらかの誤記である、ということではなく、むしろほとんどの事象が実在し、偶然月日が同じで一年違いであったと扱うべきである。しかし、この43組の中にはその存在を疑う必要があるものが存在する、というのが本研究の主張である。誤記等であることを証明するのは大変難しいと思われるが、可能性として認識しておくことは有益であろう。

なお、本研究の詳しい内容は2022年9月発行予定の『月刊地球』10月号に掲載予定である。